

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

令和2年5月1日
一般社団法人 不動産協会

新型コロナウイルスに係る経済対策に関する緊急要望

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請や施設の使用制限等の緊急事態措置が講じられる中、大規模商業施設やオフィスビル、ホテル等を管理運営する当協会の会員企業においては、これまで率先して、重要なビジネスパートナーであるテナントとの対等なリレーションのもと、賃料支払が困難になったテナントの負担軽減に向け、賃料減額や猶予の相談に応ずるだけでなく、所有・運営する施設の休館に伴う賃料減免等の対応にも取り組んできているところです。現在、国会においても、賃料負担軽減等に関する議論が行われているところと承知しておりますが、こうした実態を踏まえ、民間の取り組みが円滑に進むよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

今次経済対策においては、テナントや施設所有者の負担軽減に向けた措置等が講じられているところですが、我が国は戦後最大とも言うべき危機に直面しており、極めて厳しい状況にあります。感染症の早期収束が見通せない中、テナントや施設所有者の事業継続及びコロナ終息後の早期回復も見すえた経済の底割れを防ぐ観点より、以下を要望いたします。

1. テナントの負担軽減等に向けたさらなる助成措置
2. 固定資産税の減免措置の拡充など不動産市場の安定化に向けた必要な税制措置

以 上